

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行期

日は、平成二十三年十月二十日とすること。